

『住民と自治』(通巻692号)12月号付録 2020年12月1日発行 自治体研究社

# とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所 所報 第215号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ポラノ・どんぶり103号 TEL/FAX 0282(83)5060

メール: support@tochigi-jichiken.jp ホームページ: http://tochigi-jichiken.jp

郵便振替 00170-7-251641 とちぎ地域・自治研究所

- 〇【再掲】「種苗法改正」のねらい～巨大な利益を大企業のものに 山口 正 篤 3
- 〇 コロナ感染禍とアベ財政の特徴 熊 澤 通 夫 ..... 4



柚子

## 第63回自治体学校in宇都宮 (2021年7月10日～12日)

### 第1回現地実行委員会を開催しました

11月25日午後3時から宇都宮市文化会館会議室で2021年7月10日から12日に開催予定の「第63回自治体学校in宇都宮」第1回現地実行委員会を開催しました。委員会には実行委員長の太田とちぎ研究所理事長はじめ研究所の理事、医療生協など協力要請団体、自治体学校参加常連の議員や参加経験のある元議員・会員、全国研の竹下常務理事、埼玉・茨城・ぐんま研究所の事務局長・次長など23名が参加しました。

太田理事長のあいさつの後、(1)自治体学校の概要と現地実行委員会で検討してほしいことを実行委員会事務局長の竹下さんから、(2)現地実行委員会の役割とスケジュールをとちぎ研究所の山口事務局長が説明したあと意見交換にはいりました。

意見交換では、コロナ禍の中での開催な

ので一堂に会した集会ができない場合も想定して準備していく必要があるのではないかと、バスで一日移動する現地分科会や地酒交流会実施への懸念が出されましたが、準備は準備として進めていくことを確認しました。

また、自治体学校開催経験のある埼玉研究所からは、全国的な集会の成功に単に協力するというだけでなく、地元の研究所の得になることは何かという立場で取り組んではどうか、集会を準備する中で、これまで声を掛けられなかった自治体問題や地域問題に取り組んだり関心をもっている団体に参加してもらおうとか、全国の優れた経験等から学ぶ場として大勢の人に参加してもらい今後の自治体運動や地域運動を担う主体を強くしていく契機として取り組んではどうかとの助言もありました。

現地・移動分科会では、候補地として、足尾鉍毒事件の足尾、南摩ダム、ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地、コウノトリの野生復帰、有機稲作の取り組みなどがあげられ、歓迎行事では、あまり知られていない宇都宮のジャズではどうかなどの意見が出されましたが、引続き検討し次回実行委員会で大要を決めることとしま

した。

最後に、第 18 期とちぎ自治講座：議員研修会を自治体学校プレ企画として位置づけ、2月7日午後「コロナ禍と2021年の地方財政(仮称)」(講師：平岡和久立命館大学教授)を開催することしました。

第2回実行委員会は、1月29日(金)午後2時から開催します。

**自治体学校とは**—「みんなが先生、みんなが生徒」のスローガンを掲げて1964年に神戸・有馬温泉に約90人が集まったのを皮切りに、当初は年2回、現在は年1回夏に開いています。これまでの1年間の全国各地の変化と動きを確認するとともに、これからの地域運動と行政の課題や政策などを交流・学習する貴重な場となっています。2019年7月には第61回自治体学校を、約1000人が参加して静岡で開催しました。2020年はコロナ禍で一同に会した形で開けず、Zoom形式で開催し約400人の個人・団体が参加しました。参加者層は地方議員、自治体職員とそのOB、市民団体、市民などです。

主催は年ごとに組まれる実行委員会。事務局は自治体問題研究所。概ね都道府県単位の38地域研究所(とちぎ地域・自治研究所も)が共催団体となっています。

**多くの参加で全国の優れた経験から学び栃木の自治の力を強める場に**

## とちぎ地域・自治研究所第2回理事会開催

1月25日現地実行員会に先立って第2回理事会を開催しました。とちぎ白書2020の執筆者も参加しました。

主な内容は、①知事選、宇都宮市長選は共に現職が当選し5期目に入った。野党共闘の選挙に加わった参加者からは、野党共闘の成果とともに宇都宮市でどんなまちづくりをするのかの構想づくりが課題との指摘がありました。②とちぎ自治白書2020の取り組みは、コロナ禍によって構成の再編を余儀なくされたが発刊が遅れたこともあ

り普及・販売が遅れ気味、単価1200円は高かったとの指摘も、引続き普及に取り組む。

③とちぎ自治講座：議員研修会は自治体学校プレ企画として2月7日に開催、④消費税増税及び「住民と自治」の仕切り単価の変更に伴う会費値上については、現行の年10800円(月900円)を、案1：年11400円(月950円)、案2：年12000円(月1000円)で検討し、次の総会で規約改正する。⑤次年度の総会は自治体学校の準備もあり5月に開催する。

継続審議となっていた種苗法改正案が臨時国会で衆議院を通過し、現在参議院での審議中で採決が強行されようとしています。所報第209号（6月1日発行）掲載の『「種苗法改正」のねらい』を再掲します。

【再掲】

## 「種苗法改正」のねらい ～巨大な利益を大企業のものに

山口正篤（元県農業試験場職員）

安倍政権はコロナ対策で大変な状況が続くなか、3月に「種苗法改正」法案をこっそり提出しました。重大な問題なのに十分な議論をさせないようです。「種苗法改正」の主な柱は「登録品種について育成権者の権利・利益を保護し、自家採種を禁止する」ことです。今までは自家採種は原則自由でした。

2018年4月に突如廃止された「主要農作物種子法」（種子法）のもとで、イネ・麦・大豆始めとする主な作物品種とその種子は、公的機関（国や県）が開発・生産し農家に安く提供してきました。農家は種子を購入しながら自家採種を組み合わせる作物を生産してきました。まさに、作物の品種・種子は公共のもの、農家やそれを利用する消費者のものであったのです。

ところが「種苗法改正」によって8,100もある登録品種を栽培する場合、今までより高い種苗を購入し、自家採種する場合には許諾金を支払わなくてはなりません。イネ・麦・大豆ばかりでなく、イチゴやさつまいもやジャガイモなどの芋の苗を増やすのも許諾金が必要になり、大きなコスト増になります。

農水省は今回の「種苗法改正」の理由を、

国内の登録品種の海外への流出を防ぐためとしています。ぶどうのシャインマスカットが海外に持ち出され栽培されていることをその例としています。しかし、国内法で海外への持ち出しを抑えることは無理だと言われています。持ち出すやからはいるもので、流出先の特許をとることが必要なようです。

優秀な在来品種が栽培できなくなる危惧もあると指摘する方もいます。在来品種は登録品種ではないので、栽培・採種は自由ですが、もしどこかの企業がよく似た品種を開発・登録すると、その開発品種を勝手に作っているとの裁判になった場合、裁判の結果によっては従来の在来品種が作れない事態もありうるかと心配しています。

種子法廃止によって公共機関が品種開発・種子生産をやめ、民間企業に育成技術も明け渡すように安倍政権はすすめています。その裏にはバイエル・モンサントなどの巨大多国籍企業があります。種子法廃止と今回の「種苗法改正」はセットだったのです。育成権者といいながら、作物の品種・種子が生み出す巨大な利益を、大企業のものにするねらいがみえてきます。

# コロナ感染禍とアベ財政の特徴

熊澤通夫(経済評論家、元当研究所理事)

はじめに

一つの会期で4つの予算

20年度当初の特徴

コロナ禍対策の規模、1次補正、2次補正の違い

1次補正の特徴

2次補正の特徴

むすび～来年度予算とコロナ後～

## はじめに

新型コロナウイルス感染症蔓延が始まってから9か月を越え、パンデミックが続いていて、経済は国内外で大きな打撃を受け、「類例のない危機」<sup>1</sup>におちいり、損害は低所得階層ほど重くのしかかり、格差を拡大している。このため多くの国は緊縮財政を転換して、約11兆ドル<sup>2</sup>という巨額な財政出動を行った。

わが国でも全額国債を財源とする総額約60兆円の財政出動を行ったが、下半期回復という政府の「楽観的」見通しが崩れて、さらなる財政支出の追加に迫られている。同時に「With コロナ」と共存する「次世代政策」を模索する動きが、来年度予算編成も絡んで表面化している。

本稿では、コロナ感染が顕在化後に安倍政権の進めてきた財政政策の経過を追いつつ、問題点を指摘し、あわせて今後の改革課題を明らかにしたいと思う。

その一は2020年度当初予算（以下、20年度当初という）でコロナ対策のための組換えを行わなかった問題について。

その二は新型コロナウイルス感染症対策のための2020年度1次補正予算と同2次補正予算（以下、1次補正、2次補正という）の特徴。

その三は2次補正の10兆円にのぼる予備費の問題点。

最後に2021年度予算編成から見えてくる政府の描く未来像と、国民からみた変革の課題を求めて結びとしたい。

## 一つの会期で4つの予算

今年1月20日に開会した第201回国会は6月17日に閉会するまでの150日間に4つの予算を審議し、成立させた。2019年度補正予算（以下、19年度補正という）の成立が1月30日、100兆円を超える20年度当初の成立が3月27日、1次補正の成立が4月30日、2次補正は6月12日に会期内成立した。一つの会期内、かつ、短期間で4つの予算という異例事態は、20年度当初では新型コロナウイルス禍に対応しなかったことに主な原因がある。

## 20年度当初の特徴

すなわち19年度補正と20年度当初は一体的に作成されたもので、その特徴は消費税増税による景気落ち込みを回復し、オリンピック景気に結び付け、さらにオリンピッ

ク後の景気後退を防ぐという景気重視と、軍事大国化を進める二兎を追う内容にあり、コロナ禍への対策を含んでいない。

国内外で新型コロナウイルス感染症の蔓延が始まったこの時期、日本経済は消費税増税による不況が明らかになっていた。そこに加えてのコロナ問題である。当時、この予算案は審議中だったのだから、野党からの要求をいれて予算の組み替えで対処すべきであったが、政府は原案通りの年度内成立を固執した。

このため財政による新型コロナウイルス感染症対策は、1次補正の編成が4月にずれ込み、成立が4月30日となった。くわえてそれがあまりに不十分なため、2次補正を5月末に編成せざるを得なくなり、その成立が6月中旬となった。これが「遅すぎる」、「必要なときに必要な人に届かない」主因であるとともに、1次補正、2次補正の財源を全額、国債に依存しなければならなくなった理由である。

すなわち20年度当初の特徴としてまず消費税増税がある。

政府は昨年10月、消費税増税には基本的に賛成する論者まで「暴風の中に突っ込むようなもの」といさめた消費税税率引き上げを強行したのだが、結果は経済成長率（年率）で見ると、駆け込み需要が起きるはずの2019年7月～9月期がゼロ成長、実施後の10月～12月期はマイナス1.9%と記録的な下落となり、重なってコロナパンデミックが発生し、売上、所得が急落して、20年1～3月期はマイナス0.6%と二期連続マイナスとなった。

この事態に対応するため予算の組み替えは当然であり、まず、消費税増税対策予算

の全面的見直しと、消費税減税を課題としなければならなかった。

つぎに軍事費で、すでに集団的自衛権行使を可能にする程度の水準に達しているうえ、トランプの要求に忠実に従って米国製武器の「バク買い」を行ってFMSに4,713億円を上乗せして、史上最高額の5兆3,133億円を計上していた。コロナ禍対応に軍事費削減の要求が出て当然である。

こうした事情からであろう、安倍政権と与党は予算組み替えを頑強に拒否し、コロナ感染に向き合った財政支出は、政府チャーター機による感染地居住邦人の帰国費用、ダイヤモンド・プリンセス対策費、アペノマスク調達費の一部等と財政投融资の増額を19年度補正による以外、財政資金による手当てをしていない。

## コロナ禍対策の規模、1次補正、2次補正の違い

このような失政を隠すためか、安倍首相はコロナ禍対策のための「事業規模は200兆円を超え……。GDPの4割に上る空前絶後の規模、世界最大の対策」<sup>iii</sup>を行っていると言っているが、いつものフェイクである。すなわちここでいう1次補正と2次補正の「事業規模」とは財政資金のほか、その事業によって誘発される民間投資、民間消費等を含む推計額にとどまる。コロナ禍対策の2つの補正予算はその一部で、特別会計を含めても66.8兆円とGDPの4割どころか15%にも届かないし、事業規模を国際比較に使うのは不適當である。

そのうえ1次補正と2次補正は異なる性格を持っている。前者は「緊急事態宣言」発令と一体のもので、直面するコロナ禍対

策であり、後者は政策を「コロナとの闘い」から「With コロナ」に転換して「緊急事態宣言」を解除し、社会経済活動にアクセルを踏み、景気回復をめざすためのものだった。この財政規模と二つの予算に分割した財政資金の逐次投入は、安倍政権の失政を象徴している。

## 1 次補正の特徴

1 次補正は、安倍政権がコロナに向き合ったはじめての財政対策で、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による「緊急事態宣言」発令に合わせて4月7日に閣議決定、国会審議にはいる計画だったが、世論の強い反発と野党のみならず与党内部からも異論が出て4月20日に再閣議決定された。この時点でヨーロッパ、アメリカでは、3月中にコロナのための経済対策が実行されていたから、完全な一周遅れのスタートである。

特徴の第一。一時的な給付金創設と補助金上乗せを行いつつ、貸付金に傾斜誘導する仕組みである。

1 次補正は、今年後半にV字型景気回復可能という誤った予測にたち、総額 19 兆 4,905 億円だが、短期間の「雇用の維持と事業の継続」に重点をおき、その後は融資につなぐ仕組みになっている。

内容は①給付金、②雇用対策、③資金繰り対策の三つに分けられる。

① 給付金：1 回限りの一時金と短期間適用の補助金。

・「特別定額給付金」：12 兆 8,803 億円。生活支援を目的に全国、全ての人へ一人当たり 10 万円を世帯単位で 1 回限り支給。

・「持続化給付金」：3 兆 8,316 億円。事

業の継続を支援するため売上額が前年との比較で 50%以上減少した中小事業者に最大 200 万円（個人事業者は最大 100 万円）を 1 回限り支給。

② 雇用調整助成金：690 億円。

事業主が労働基準法に定める休業手当を支払う場合に補助する制度で事業主に支払われる。内容は今年1月24日から半年間（2次補正で延長）に限り、休業手当の補助率を中小企業で3分の2から10分の9（2次補正で10分の10）、大企業で2分の1から4分の3に引き上げたほか、非正規労働者の適用範囲を拡大した。

支給上限額は東京都の最低賃金額と横並びの日額8,330円と低い。予算計上額は690億円で週労働時間20時間未満の雇用者に係る分のみ。20時間以上の雇用者には一般会計と分け、労働保険特別会計から7,640億円をまわしている。

③ 資金繰り対策：3兆8,316億円。主として無利子、無担保、無保証の貸付費用等。

これとは別に財政投融资資金追加分6兆円（うち国民一般向け1兆7,000億円、中小事業者向け1兆4,000億円）がある。また、貸付窓口は政府金融機関に限らず、規制を緩めて民間金融機関を参加させている。

特徴の第二。「医療体制崩壊の危機」に対応できない予算額である。「感染防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」のための経費として1兆8,097億円を計上したが、このうち全国知事会等の強い要求でできた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は制度として評価できるとしても、計上額は現場の要求にほど遠い1兆円にとどまった。

また「PCR検査機器整備、病床・軽症

者支援等受け入れ設備の確保、人工呼吸器等の医療設備整備、応援医師の派遣等、医療資源の不足等」にあてる「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」も創設されたが、計上額は1,490億円にすぎなかった。医療関係従事者に多大の犠牲を強いた原因に、この非現実的で貧弱な予算があったのである。

特徴の第三。コロナ後をにらんだ「官民挙げた経済活動回復」のための経費の予算化で、“GO TO”キャンペーン事業に1兆6,794億円を計上している。

特徴の第四。閣議で再決定された1次補正の国会審議日数はわずか4日間で、「れいわ新選組」を除く全党・諸会派が賛成し、成立した。衆参各1日間の実質審議では、いま問題となっている持続化給付金支給の委託・再委託にみられるような官民融着というべき実施段階までの行政監視は不可能で、国会がその任を果たしたとは言えない。2次補正も同様である。

特徴の第五。国民の反撃と政府案の変更である。「生活支援」給付金の4月6日閣議決定は、安倍政権らしく、多くの人々が急激な収入減による事業・生活の激変におかれていた状況を軽視し、支給を住民税非課税世帯に限って一世帯当たり最高30万円とする内容で予算計上額も4兆206億円と少なかった。これに反対し改善を求める多彩で創造的な市民運動が世論をリードし、野党がまとまって「すべての国民を対象とした給付金」を要求、与党の一部も同調する“勝ちパターン”がつけられた。結果として閣議決定のやり直しという異例の展開となり、全ての国民に一律10万円、予算計上額12兆8,803億円を支給する「特別定額

給付金」が誕生したが、成立は遅れて4月30日となった。

市民の力で予算を変えたこの成果と教訓は、これからもさまざまな分野での要求と運動を発展させていく力になっていくだろう。

そのためにも先進諸国に例のない「全ての国民に対し」、「一人、一律10万円」ではなく、なぜ、深刻な生活難におちいついた低所得者層、貧困層に手厚く配分し、高所得者を除くための上限額を設けるなど「公平性」を保障できなかったのが今後の検討課題として残される。

## 2次補正の特徴

4月から5月と我が国経済は、「日ごとに倒産件数が増え続け、失業者が増加している」<sup>iv</sup>といわれるようにつるべ落としで悪化し、1次補正の内容と規模では対応できないことが明らかになった。

この中で政府はコロナとの「共生」を理由に社会経済活動の回復を急ぎ、5月25日に緊急事態宣言を解除し、あわせて2次補正を作成して6月12日成立した。

2次補正の特徴を列挙すると以下のようになる。

特徴の第一。規模は、総額約32兆円、うち10兆円は使途に定めのない予備費だから、コロナ対策費は1次補正とほぼ同規模で、意外に少ない。

この額が少ない理由は、コロナ感染症による医療機関の損失さえ認めなかったように「事業の損失補填」という考え方を拒否していること、また、たとえば過密学級をなくすことに必要な教職員増員を臨時教員増にとどめて少人数学級制への移行を遮断

しているように、制度改正を伴う支出増を避けて、コロナ対策費を“臨時的”“一時的”歳出にとどめているためである。

特徴の第二。コロナ禍の損害額は、最近公表された4月～6月期の経済成長率が▲26.4%（年率）と歴史的大きさに達し、内閣支持率の急落など政局への思惑も加わり、以下のような補正、追加を行っている。

- ・雇用調整助成金の改善:4,519 億円（週労働時間 20 時間以上の労働者は予算外で労働保険特別会計から 8,576 億円をまわす）。上限額が 8,330 円から 15,000 円に引き上げられ、また休業手当が未払いであっても労働者が直接請求できる制度（月額 11,000 円）を新設した。

- ・家賃支援給付金の創設：2兆 242 億円。営業自粛などで大幅に売上げの減少した事業者に対し、減少幅に応じて法人が 600 万円、個人事業者が 300 万円を上限とし、一括支給する。なお政府は、この給付金が事実上、損害補償の性格を持つことを認めざるをえなかったが、自粛に対応する保証金としての制度化には応じていない。

- ・持続化給付金の対象拡大：1兆 9,400 億円。「事業所得」による売上げ減少のほか、「雑所得」などで申告している場合も、収入の実態を証明できる場合には対象とすることでフリーランスに対応する。また今年1月～3月の創業者でもこの間の売上げ平均と比べ任意の月の売上げが一定割合を下回った場合に適用する。

- ・低所得のひとり親支援:1,365 億円。低所得家庭向けの児童扶養手当や、遺族年金など公的年金を受け取っている世帯に5万円の「臨時特別給付金」を追加支給する。

- ・その他：「文化芸術活動への緊急支援パ

ッケージ:560 億円）、支給要件は厳しいがアルバイト収入が激減して学業の持続が困難となった学生を対象に「学生支援緊急給付金:531 億円」（財源は第1次補正の予備費）を措置した。

特徴の第三。医療体制の整備と地方自治体の役割重視である。「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」に2兆2,370 億円と1次補正 1,490 億円に比べて15 倍、「新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金」を1次補正1兆円から倍増して2兆円を充てたが、ぜい弱さの明らかな公衆衛生・医療・介護制度の基本的改革を避けている。

具体的内容を見ると、前者は医療関係1兆6,279 億円、介護等 6,091 億円に分けられ、この中から医師、看護師等患者や要介護者と接触する業務に従事した約 310 万人に最大 20 万円の慰労金を配る。また、検査数の増加と検査体制強化、医療用資材の供給・備蓄等に充てるというが、PCRの検査体制強化と件数増加への抜本的改善措置はとられていない。

後者はコロナ対策の最前線となった都道府県、市町村が医療、介護事業支援や自粛要請に対する協力金のような国の給付金の上乗せ・横出しなど、自主的に使える財源となるが、全国知事会などの関係者は、自治体が自主的に行うコロナ禍対策には不足すると訴えている。

特徴の第四。予備費 10 兆円の違憲性である、2次補正では予算総額の 31%強にあたる 10 兆円を予備費で計上している。

その理由について麻生財務大臣は「まず、第2波、第3波が襲来し、事態が大幅に深刻化した場合には、少なくとも5兆円の予

算が必要になる……。その上で、今後の長期戦の中では、事態がどのように進展するかにつきまして、予見しがたいところが大きい……。万全を期すため、更に5兆円程度の予備費を確保する<sup>v</sup>と述べた。

このように10兆円のうち5兆円は大枠の使途に触れているが法的拘束力がなく、残り5兆円はそれすら示していない。

わが国の憲法は、第83条で「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない」と国会財政中心主義をうたい、第85条で「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする」と定めて予算外の支出を禁じている。その上で「予算作成後に生じた事由に基づき緊急に必要な経費の支出」には、「予算作成の手続きに準じ」補正予算の作成ができる（財政法第29条）と定めている。

したがって予備費は国会財政中心主義の唯一の例外であって、「予見し難い歳出の不足」（憲法第87条）を要件としている。ここでいう「予見し難い」とは可能な限り予算は国会審議が前提になっているのだから、予備費は出来る限り少額に抑制することを求めていると解すべきだろう。またそれは戦争拡大に使われた予備費の濫用を防止する憲法の趣旨からいっても当然である。

したがって内閣に白紙委任した10兆円は財政民主主義を侵し、自民党案の改憲項目の一つである「緊急事態における財政処分」につながるものといわざるをえない。

特徴の第五。「巨大」なポリシーミックスの展開である。

第一に中小・小規模事業者の資金繰り融資を超え、大企業への大規模な低金利融資

に加え、コロナ終息後を見込んで、資本投入を含む巨額の財政資金が投入された。

まず、2次補正自体の「金融化」で、事業継続を支援する「資金繰り対応の強化」として無利子、無担保、無保証融資の資金に予備費を除く予算の半分以上にあたる11兆6,390億円（中小事業者向けの融資に8兆8,174億円、中堅・大企業向けの融資に2兆4,521億円、投資にあたる資本性資金の活用に2兆3,692億円）を計上している。

つぎに財政投融资資金が動員された。2次補正による財投の追加額は39兆4,258億円と一般会計2次補正総額を超えた。内容は①日本政策金融公庫の融資に37兆5,810億円（中小・小規模事業者向け融資に22兆2,630億円【新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付金制度の拡充:21兆9,130億円、企業の資金繰りや新型コロナウイルス感染症に関する資本性劣後ローン制度の創設に3,500億円】）、②企業の資金繰りや資本性劣後ローンの供給強化のための中堅・中堅・大企業向け危機対応融資に15兆円、③農林漁業者向け融資に3,180億円を充てるが、この中には日本政策投資銀行がこの6月に創設した特定の少数大企業に成長資金を集積的・時限的に提供する「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」への1,000億円出資もある。

他方、新型コロナの影響で経営悪化している医療・福祉事業者の運転資金には福祉医療公庫への融資増1兆3,200億円にとどまる。

第二に日銀の金融政策である。5月22日、財務大臣と日銀総裁は、総枠75兆円（6月16日に110兆円へ増額）の「新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援特別プログラム」など、来年3月末まで国の財政政策

と一体化したポリシーミックスを実施する旨の共同談話を発表した。

この一体化による「巨大」<sup>vi</sup>な資金供給の主な内容は、①実質的日銀引き受けである国債の買入れを無制限としたほか、②企業等の資金繰り支援の特別プログラムに110兆円+α（主として個人事業者と中小企業への融資資金となる新型コロナ対応特別オペに90兆円【うち二次補正で追加する実質無利子、無担保融資に28兆円】、CP・社債等の買入れに20兆円）、③ETF等の買入れに年間約12兆円（ETF：当面、年間12兆円ベース。J-REIT：当面、年間1900億円ベース）だが、特別プログラムを利用する民間金融機関には「貸付奨励金」として利用相当額の日銀当座預金に0.1%付利するおまけも付いている。

現場の利用状況は、借入れ申し込みが「20年4月以降法人を中心に急増」、「今後も貸し出しは増加」<sup>vii</sup>するという。

しかし公的資金の給付とは異なり、金融政策には返済義務という限界があるうえ、審査の壁がある。

たとえば「ある地方銀行の関係者は『業績の好転を見込めない企業への融資は将来的に不良債権となる。支援策があっても慎重な判断が必要』、別の関係者も『資金調達と融資の審査は異なる。調達が有利になっても、審査が緩むわけではない』と冷ややかだ」<sup>viii</sup>いま、足元からは将来の見通しが立たないために融資が受けられないという悲鳴が聞こえる一方、有利な借入れ条件を利用して運転資金を作り、内部留保を投資（投機）資金に回して、利益をあげている事業もある。

それは格差をより深刻にする「金融経済」

の膨張と矛盾の拡大に他ならない。

## むすび～来年度予算とコロナ後～

コロナ禍を契機に世界的に社会が大きく変わるといわれているが、その大きな流れは、貧困と格差を拡大してきた新自由主義との決別と、国際協調を重視する世界への転換である。

ところが安倍政権は「コロナ禍対策」に名を借り、「新しい日常」をつくるため社会のデジタル化を進めるという理由で、アベノミクスと呼ばれる新自由主義政策をより大規模化・積極化するとともに、国際緊張をつくる軍事大国化への歩みを速めていて、財政にもその姿を現し、危険な膨張とそれを賄うための社会保障制度破壊を進めようとしてきたが、新政権も忠実に継承する模様である。

その主な問題点を来年度予算に焦点を当ててみていくこととしよう。

まず、政府の来年度予算概算要求だが、基調は「経済成長なしに財政再建なし」というこれまでの成長第一主義を変えず、基本方針として「当面は・・・決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行う。あわせて、『新たな日常』の実現に向けた動きを加速する」<sup>ix</sup>と述べている。

第一に当面の「新型コロナウイルス感染症への対応」には、今年度第1次補正、第2次補正を充て、とくにコロナ禍の追加分は野党の強い緊急の臨時国会召集を拒否して115兆円の予備費で乗り切ることとしている。この結果、過大な予備費は、新型コロナウイルス感染症の全国的再蔓延に対して積極的対策を講ずることなく、感染拡大を国民の

“自己責任”とするなど、政府の財政民主主義破壊と無責任政治を許す財源となった。

第二に概算要求では新型コロナウイルス感染症対策など緊要な経費について、「所要の要望ができる」<sup>x</sup>と限度を設けなかった。このため「新型コロナウイルス感染症対策など」に便乗した“青天井の概算要求”を可能にした。それは日本社会のデジタル化に使われよう。

すなわち「骨太方針 2020」は、コロナ禍で明らかになったわが国の弱点のうち、とくにデジタル化の立ち遅れによる生産性の低さを最重視し、「我々は、時代の大きな転換点に直面しており、この数年間で思い切った変革が実行できるかどうか、日本の未来を左右する」と言い、来年度予算から「生産性向上へ集中投資・実装（実用化）を強力に推進する」とし、なかでも国・自治体ともにデジタル化を急速に進めると、このことによる様々な社会の変化を「新たな日常」と呼び、「年内に実行計画を作る」としている。

第三に軍事費が予算の膨張要因となる。安倍首相は年末までに、“敵基地先制攻撃”を可能とする国防大綱の見直しを指示している。このためには高性能のミサイルと搭載できる航空機の調達が必要なほか、監視衛星、キラー衛星など宇宙戦域への参加、サイバー戦の強化を必要とする。それは同時に、当然、仮想敵国化された相手国も対応能力を向上させるから、軍事緊張を強め、果てしない軍拡競争がおこり、果てしない軍事費膨張に巻き込まれていくのである。このほかイージスミサイルの国内配備中止に伴う代替措置、アメリカから強く要求されている米軍駐留費の大幅引き上げ等、国民に真相を伝えない“聖域化”したなかで

の軍事費増加が続こうとしている。

第四は抑制・削減するもので、社会保障等の以下のような政策は、部分修正があるかもしれないが、基本的に維持されよう。

①年金、医療、介護では従来の方針を変えず、自然増を抑制し、効率化を強める。②医療体制崩壊の危機につながっている「地域医療構想」、特に公立病院の効率化、統廃合。③地方財政を困窮させて自治体職員の減員を含むリストラ・効率化を強制してきた「地方創生」。④政府が看板としている「全世代型社会保障改革」。なかでも「人づくり革命」「働き方の多様性」という不安定雇用（雇用類似事業者を含む）による低賃金労働力の創出・増加。

結論になるが、こうしたことから、いまわが国の最大課題は、長期間続いた自民党の方針と真逆で、これまで述べてきたアベノミクスという名の新自由主義、軍事大国化路線と絶縁し、憲法第 25 条が示す国民の生存権保障を義務とする国に変えることにあり、財政もその方向にかじを切らなければならない。

（くまざわ みちお 経済評論家）

- 
- i IMF 「世界経済見通し・改定見通し」 2020.
  - ii 同上
  - iii 安倍総理大臣の記者会見 2020. 5. 25.
  - iv 帝国データバンク資料
  - v 麻生財務大臣の財政演説 2020. 6. 8.
  - vi 黒田日銀総裁の記者会見、20. 6. 16.
  - vii 廉了7新型コロナウイルス禍の中、政府・中銀が支えるグローバルな金融市場と企業金融（M U F G 経済レポート 20. 6. 25.
  - viii 日本経済新聞 20. 5, 23.
  - ix 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」

(令和2年7月17日 閣議決定)。

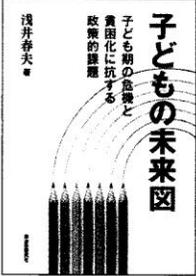
言要旨 20.7.21.

x 「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」 麻生財務相の閣議における発

xi 経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針」 令和2年7月17日閣議決定。

※書籍の注文は F A X (0282-83-5060) かメール (support@tochigi-jichiken.jp で

**本誌連載を中心に書籍化！**  
**子どもたちはどんな環境に置かれているのか**  
**浅井春夫 著**



子ども期の危機と貧困化に抗する政策的課題  
 浅井春夫著

コロナ危機の時代に未来図を描くことは、ポストコロナの時代を創造していくうえで必要不可欠である。この間の突然の小・中・高・特別支援学校の一斉休校の要請(事実上の決定と服従)が、政府の〈子どもへの無関心〉によるものであったことを記憶しなければならない。いま、子どもたちはどんな環境に置かれているのだろうか。貧困、虐待、いじめなどの実際をつぶさにたどり、児童養護問題から児童相談所、母親と子、子育ての現状を多角的に分析する。時代を変えるための認識と運動のあり方を問う。

定価(本体1800円+税)

**子ども期の危機と貧困化に抗する政策的課題**

自治体研究社 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933 http://www.jichiken.jp/ E-mail info@jichiken.jp

**自治体は国のデジタル端末になるのか？**  
**デジタル化で**  
**どうなる暮らしと**  
**地方自治**



白藤博行 [編]  
 自治体問題研究所

デジタル化でどうなる暮らしと地方自治  
 白藤博行・編

定価(本体1400円+税)

コロナ禍の中で行政のデジタル化が声高に叫ばれ、国民で国民・住民の個人情報オープンに利活用しようという政策が進んでいる。しかし、大規模な情報漏洩の危機、国民・住民の自己情報コントロール権など課題も多い。戸籍・税務・健康保険など自治体の実務にそって、行政デジタル化の内容と具体的な課題を考察。

●主な内容 第Ⅰ部 行政デジタル化の論点 Democracy 5.0 と地方自治/行政のデジタル化と個人情報保護 第Ⅱ部 自治体情報化・クラウド化の現場 番号法施行後の自治体情報化/戸籍法の改正と今後の戸籍事務/マイナンバーカードの普及と自治体/税務の「標準化・共有化」と自治体の課税権/「標準化・共有化」を先取りする京都地方税機構/保険・医療行政のデジタル化/AI・デジタル化と公務の現場

自治体研究社 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933 http://www.jichiken.jp/ E-mail info@jichiken.jp